

紋別市公共建築物シックハウス対策

# ガイドライン

平成21年4月

紋別市

## 目 次

---

1	基本的な考え方	2
2	取り組み内容	
	( ) 設計・施工管理	5
	( ) 引き渡し後・初期管理	8
	( ) 日常の管理	10
	( ) 情報提供	12
3	測定	13
4	用語について	16

### 参考

	紋別市公共建築物シックハウス対策会議設置要領	19
	紋別市公共建築物シックハウス対策会議専門部会運営要領	22

---

# 1 基本的な考え方

## 1 背景

シックハウス症候群は、その原因が、建築物の高気密化や化学物質を放散する建材等の使用であると言われていています。シックハウス症候群はその症状が多様であり、未解明な部分が多く、また、様々な複合要因が考えられることから、今日においても調査研究が行なわれています。

この対策として、建築基準法において、化学物質を放散する建材の使用制限の改正があり、また、厚生労働省では、化学物質の指針値を定め（平成21年1月現在 - 13物質を対象）ており、さらに、文部科学省にあっては学校環境衛生の基準を改正し、6つの化学物質(平成21年1月現在) について、定期検査の他に新築・改築時の臨時検査を実施するよう定めています。

このように、シックハウス症候群への対策は、建築物の建設時から完成後の使用・管理に至るまでの総合的な取り組みが必要となります。

本市においては、建替工事を行った小学校の児童と教職員に健康被害が生じ、新校舎が1年間使えないという状況が起きました。

そこで、紋別市は、「紋別市公共建築物シックハウス対策会議」(以下「対策会議」という。)を設置し、総合的にシックハウス低減対策を行うためのガイドラインとマニュアル(以下「ガイドライン等」という。)を策定して、公共建築物のシックハウス低減対策を全庁的に取り組みます。

## 2 目的

公共建築物の建設から管理に至るまで、留意すべき事項をガイドライン等としてまとめることにより、工事発注部局及び施設管理者等がシックハウス問題について適切な対応を図り、市民や職員が快適で安心して利用できる施設を確保することを目的とする。

## 3 対象の建築物

市が建設又は管理する建築物（以下「公共建築物」という。）のうち、市民及び職員が継続して使用する建築物を対象とします。

#### 4 位置づけ

本ガイドライン等は、学校教育施設、福祉施設を含む公共建築物からシックハウスを発症させないために、計画・設計・施工及び使用初期管理についての基本的な方針を作成したものであり、その内容については、ガイドラインとマニュアルに定める。

なお、低減対策の総合的な推進にあたっては関係部局が連携して取り組むとともに、国の関係省庁の動向等を注視しつつ幅広く検討し、新たな情報や知識が得られたときは、必要に応じて随時、本ガイドライン等の見直しを行う。

#### 5 組織

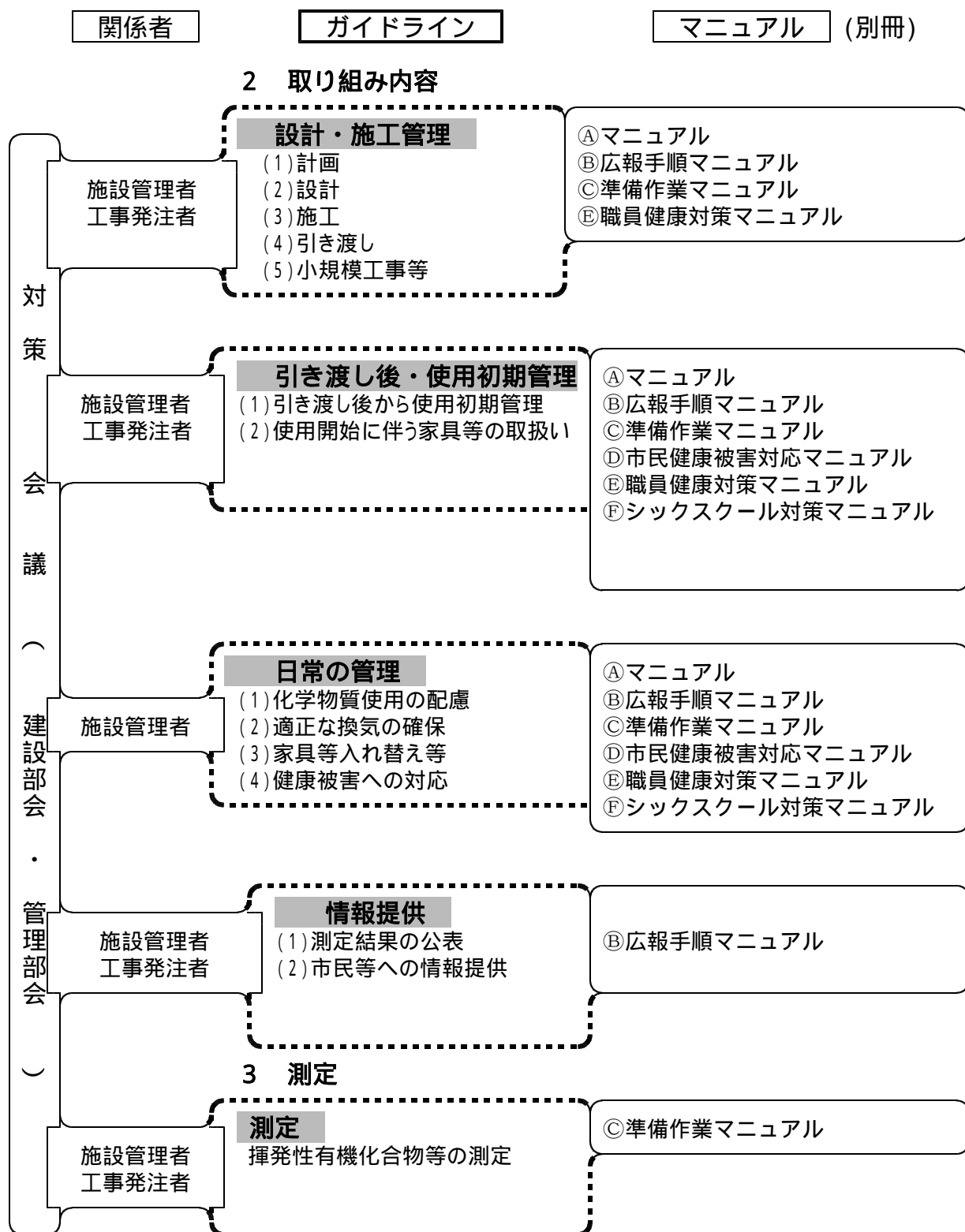
本ガイドライン等の目的を推進するために対策会議、専門部会を設置する。

対策会議は、「紋別市公共建築物シックハウス対策会議」といい、設置要領は別に定める。

専門部会は、「紋別市公共建築物シックハウス対策会議設置要領」及び「紋別市公共建築物シックハウス対策会議専門部会運営要領」による。

対策会議とガイドライン・マニュアルの係わり

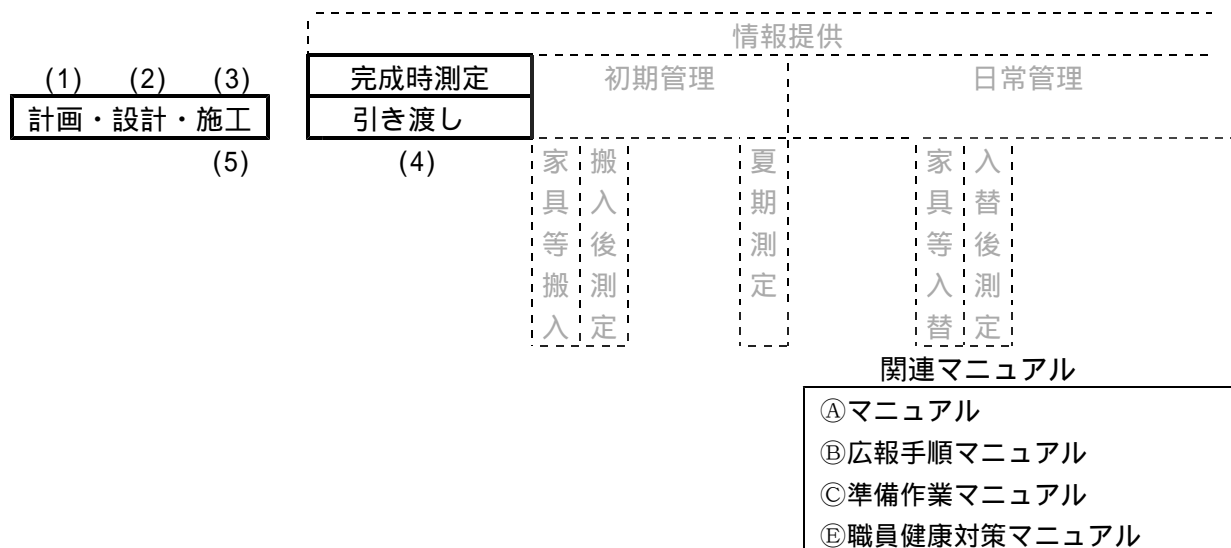
対策会議と施設管理者・工事発注者との係わり



- 注 A . 設計・施工の指針となるもの  
 B . 測定結果の公表、関係部局の連絡体制等  
 C . シックハウスの測定の作業手順  
 D . 施設を利用する市民の健康及び被害対策  
 E . 施設を利用する職員の健康及び被害対策  
 F . 学校での児童生徒の健康及び被害対策

## 2 取り組み内容

### ( ) 設計・施工管理



#### (1) 計画

工事発注部局は、必要に応じて対策会議を開催し、室内空気質等に関する必要な情報交換や工期、代替施設の確保、揮発性有機化合物等の測定時期や場所、備品・家具・カーテン・調度品等（本ガイドラインにおいては「家具等」という。）の取り扱い等について検討する。

施設管理者は、施工前及び完成後の使用時などに、関連マニュアル⑤等に従って職員等の健康状態を把握する。

施設管理者は、既存施設改修工事等において、室内居住環境に影響を及ぼすことが予想され、改修工事中の学校生活等や建物使用者に支障がでることが予想される工事については、事前に対策会議に報告し、指導・助言を受ける。

#### (2) 設計

工事発注部局は、次のことに配慮し、設計する。

使用する材料の選定は、マニュアル①等に従って行う。

公的機関や関係団体等から新材料等（接着剤を含む）が示されたときは、シックハウス低減対策が講じられていることを確認して、採用するかどうかの検討を行う。

シックハウス低減対策には、計画換気が有効であることから、居室・小屋裏・

床下等には換気設備等を設け、効率的な通風・換気を図るよう十分な検討を行う。

工期は、施設・用途・規模等を配慮し、工事完了から引き渡しまでの間で通風・換気の励行期間（約1か月）が確保できるよう設定する。

改修工事等において、代替施設が確保できないときは、仮設間仕切りによって工事部分と他の部分を区分する密閉処置と工事場所の換気を徹底するとともに、作業時間帯等についても配慮する。

又、揮発性有機化合物（VOC）等の測定時期や場所を決定し、図面に記載する。

### （3）施工

工事発注部局は、工事施工にあたって、次の管理・監督を行います。

工事監督員は、工事施工にあたって施工者に対して、シックハウスの理解を深める指導を行い、施工者は、技術者、作業員等の工事関係者に対してシックハウス低減の指導を行う。

工事施工者には、使用材料等の規格証明書、成分表、化学物質等安全データシート（MSDS）等を提出させ、使用材料等がマニュアル④等に従って安全な材料であることを確認する。

工事施工中は、化学物質を速やかに排除するために、工事施工者は換気対策やベイクアウト等を積極的に行う。

工事施工者は、工事現場に搬入された資材は、できる限り開封すると共に、通風の良い場所に保管するように努め、資材間の化学物質の移行を防ぐために必要な措置を講じる。

工事監督員及び工事施工者は、建築材料のほか衛生設備、電気設備等の使用材料についても、十分に安全性を確認し、揮発性有機化合物（VOC）等が発生する恐れのあるときは、壁や床に設置した器具等（コンセントボックス類、盤類、消火栓ボックス、フリークエスドア等）にも揮発性有機化合物（VOC）等が滞留しないよう処置（吸引、密閉等）する。

### （4）完成時測定・引き渡し

工事発注者は、引き渡し時までに次のことを行う。

揮発性有機化合物（VOC）等の測定

施工者は、引き渡し前にマニュアル⑤等に従い、ガイドライン 3 測定の（2）で定める（以下「3に定める」という。）揮発性有機化合物（VOC）等を測定し、

室内濃度指針値（以下「指針値」という。）以下であることを確認する。

指針値を上回ったときの対応

指針値を上回ったときは、施工者と共にその発生原因を十分調査し、再換気・ベイクアウト<sup>1</sup>等の低減処置を講じて、あらためて測定を行い、指針値を下回っていることを確認する。

施設管理者への周知徹底

施設管理者に対し、低減対策は、日常的な換気等が重要であることをガイドライン及びマニュアル等によって周知徹底する。

## （５）小規模工事等の扱い

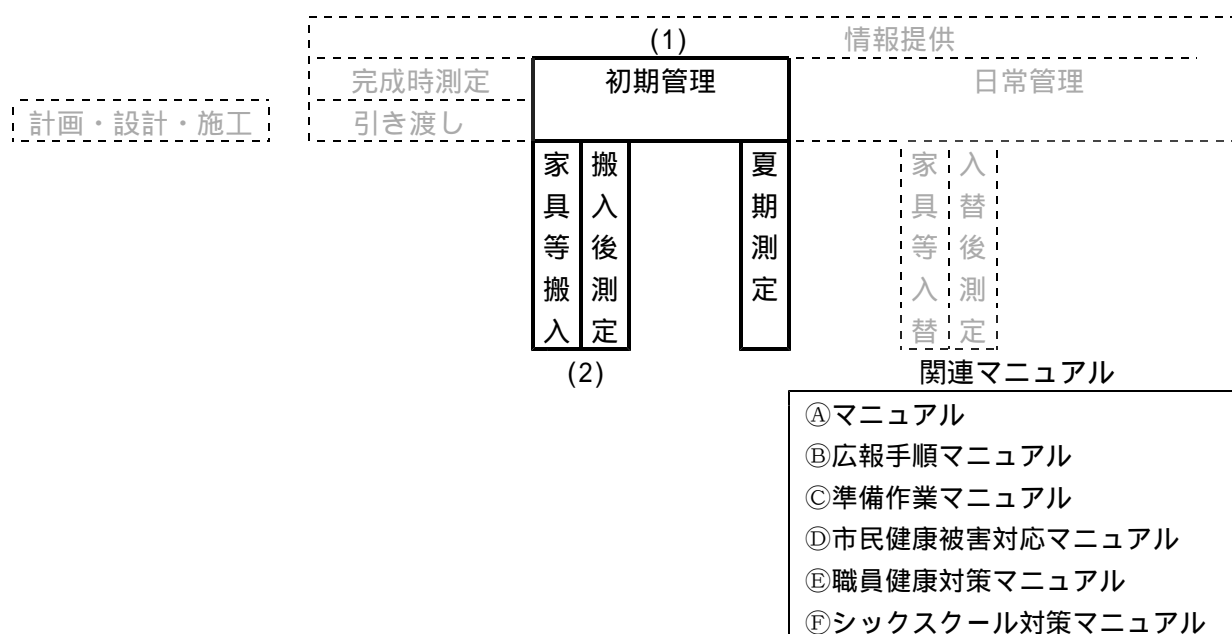
施設管理者は自ら発注する小規模工事等においても、本ガイドラインに準じ可能な限り使用材料の化学物質等安全データシート等を取り寄せるなど、有害な化学物質の有無や含有を確認、検討して選定し、施工中の換気に留意しながら実施することとする。また、必要に応じて「対策会議又は各専門部会」（以下「対策会議等」という。）に相談し、適切な指導・助言を受けて低減対策を行う。

### 1 ベイクアウト

シックハウスの原因となるホルムアルデヒド、揮発性有機化合物のトルエン、キシレンなどは、熱で揮発し空中に拡散されます。ベイクアウトはそれを利用した方法で、室内温度を人工的に上げ（目安は36℃で8時間：日本建築学会編「シックハウス辞典」）、化学物質の放出を加速させた後、換気を行う方法です。繰り返しベイクアウトを行うことで、シックハウスの元になる化学物質の量を短期間で減らしていく事が目的です。



## ( ) 引き渡し後・初期管理



施設管理者は、新築の公共建築物において、引き渡し後から概ね1年間を初期管理期間と位置づけ、マニュアル①～⑥等に従い低減対策を行う。ただし、施設管理者の管理が及ばない居室等がある施設は除く。

### (1) 引き渡しから初期管理

引き渡し後から使用開始前の対策

建築物等の引き渡しを受けてから使用開始までの期間は、揮発性有機化合物（VOC）等の放散を促進するため換気を励行し、室内濃度の低減化を図る。

使用開始後の対策

使用開始後も引き続き適切な換気を励行する。また、施設完成後概ね1年間は、初期管理期間と位置づけ、換気量の確認や家具等の取扱いなど、低減対策を行う。

夏期における測定

施設完成後、最初に訪れる夏期（ただし、完成時測定が同時期に該当するときはこの限りでない。）には、揮発性有機化合物（VOC）等の測定を行う。

指針値を上回ったときの対応

測定の数値が指針値を上回ったときは、対策会議に報告し、指導・助言を受けると共に、当該施設あるいは該当する部屋の使用を制限または中止し、その発生原因を十分調査して、換気やベイクアウト等の低減対策を行う。

その後、再度測定して、指針値を下回ったときは、その結果を対策会議に報告

し、今後の低減対策の取り組みや使用再開の時期等を決定する。

施設管理者は、マニュアル⑤等に従って使用開始後の職員等の健康状態を把握する。

## (2) 使用開始に伴う家具等の選定・搬入等の留意事項

施設管理者は、次のことを行う。

新たに家具等を購入又は入れ替えするときには、化学物質等安全データシート(MSDS)等の提出を求め、仕様書④等に従った材料等が使用されているかについて確認する。

家具等は、施設への搬入前に一定の期間を設けて揮発性有機化合物(VOC)等の放散を行ってから搬入する。

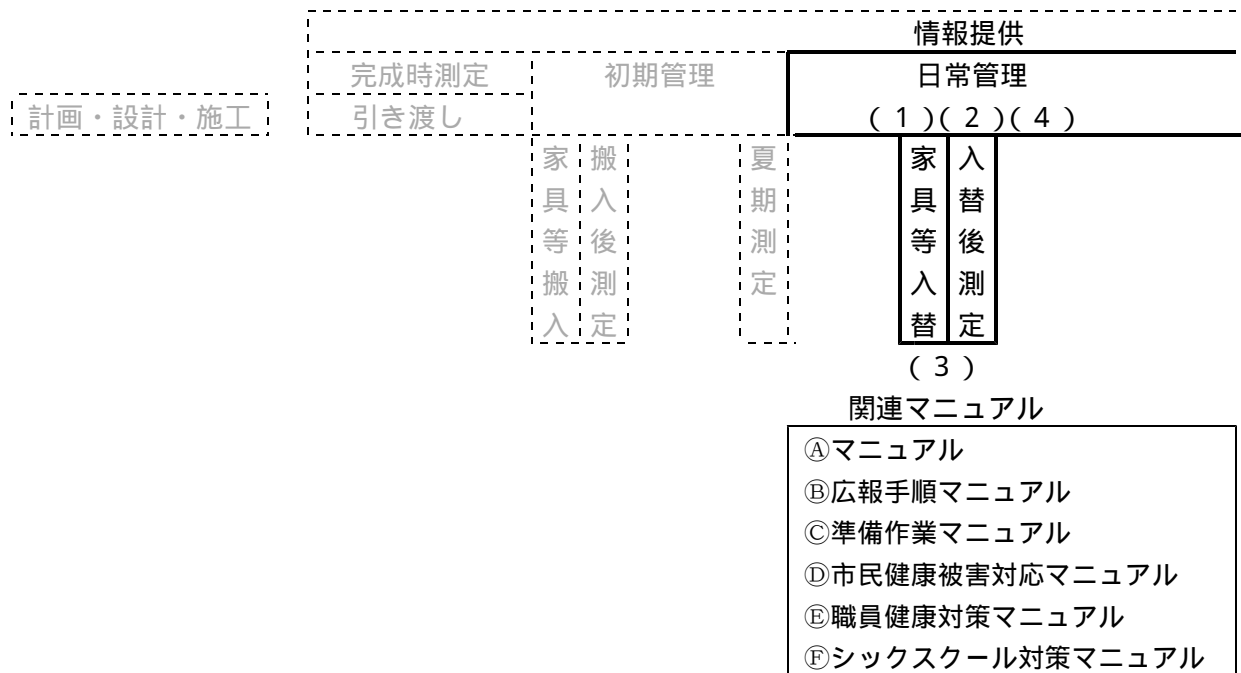
使用開始前の揮発性有機化合物(VOC)等の測定

家具等は、新品、既存使用品にかかわらず、揮発性有機化合物(VOC)等を放散している恐れがあることから、家具等を搬入した後は、使用する状態にしてマニュアル③等に従って測定し、指針値以下であることを確認する。

指針値を上回ったときの対応

室内に家具等を搬入後、測定値が指針値を上回ったときは、対策会議に報告し、指導・助言を受けると共に、当該施設あるいは該当する部屋の使用を制限または中止し、その発生原因を十分調査して、換気やベイクアウト等の低減対策を行う。その後、再度測定して、指針値を下回ったときは、その結果を対策会議に報告し、今後の低減対策の取り組みや使用再開の時期等を決定する。

## ( ) 日常の管理



施設管理者は、次のことやマニュアル①～⑥等に従い日常管理を行う。ただし、施設管理者の管理が及ばない居住室等がある施設は除く。

### (1) 生活用品等の使用に係る配慮

次の物の使用について十分に配慮する。

清掃作業等に使用する洗剤やワックスについては、有害な化学物質を含まないかを確認するとともに、化学物質含有量の少ないものを選ぶ。

合成洗剤、漂白剤、芳香剤、消臭剤等の使用を極力控える。

敷地内において、除草剤、殺虫剤等の農薬を使用するときは、毒性の弱い薬剤を選ぶとともに、必要最小限の範囲で使用する。

### (2) 適正な換気量の確保

日常的に窓を開放し、自然換気を積極的に取り入れる。

給気口がある場合は、できるだけ開放状態にする。

室内ドアを開放して通気経路を確保するように心がける。

窓を閉め切っている場合は、通気経路を確保しつつ適時に換気扇を運転して換気量を確保する。

数日間にわたって使用しなかった部屋などは、事前換気を十分に行ってから使用する。

強制換気システムを有する施設は、換気用フィルターを定期的に交換する。

清掃剤・芳香剤・殺虫剤等の一般生活普及品にも揮発性有機化合物（VOC）等が含まれていることから、これらを使用する際には通風や換気等を行う。

### （３）家具等を入れ替えるときの留意事項

家具等を概ね半分以上入れ替えるときは、揮発性有機化合物（VOC）等を測定する。

新たに家具等を購入するときは、当該品の化学物質等安全データシート（MSDS）等の提出を求め、仕様書④等に従った材料等が使用されているかの安全性について確認する。

家具等は、施設への搬入前に一定の期間を設けて揮発性有機化合物（VOC）等の放散を行ってから搬入する。

揮発性有機化合物（VOC）等の測定を行うとき

家具等は、新品、既存使用品にかかわらず、揮発性有機化合物（VOC）等を放散している恐れがあることから、家具等を搬入した後は、使用する状態にしてマニュアル⑤等に従って測定し、指針値以下であることを確認する。

指針値を上回ったときの対応

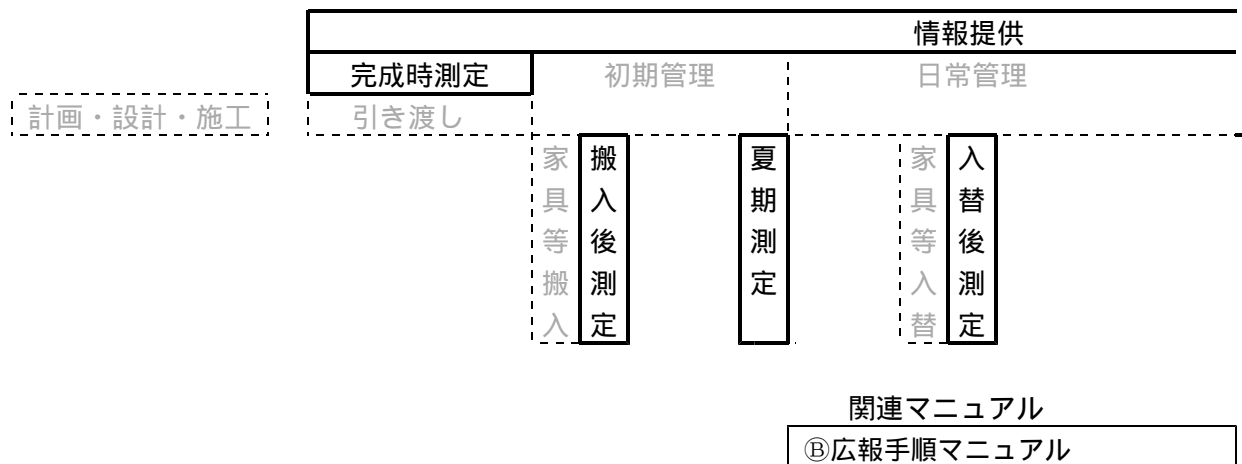
家具等を搬入した後に揮発性有機化合物（VOC）等の測定を行い、指針値を上回ったときは、対策会議に報告し、指導・助言を受ける。

また、当該施設あるいは該当する部屋の使用を制限または中止し、その発生原因を十分調査して、換気やベイクアウト等の低減対策を行う。その後、再度測定して、指針値を下回ったときは、その結果を対策会議に報告し、今後の低減対策の取り組みや使用再開の時期等を決定する。

### （４）健康被害への対応

化学物質に起因する健康被害と疑われる事例が、市民や職員等に発生したときは、当該場所から、ただちに換気等の良好な場所に避難させたくうえで、必要に応じて医療機関での受診を勧め、対策会議に報告するとともに、マニュアル⑥、⑦等に従って健康調査及び健康相談等を行う。また当該場所等について揮発性有機化合物（VOC）等の測定を行うなど、速やかに原因調査を行い、対策会議から指導・助言を受け、必要に応じた対策をとる。

## ( ) 情報提供



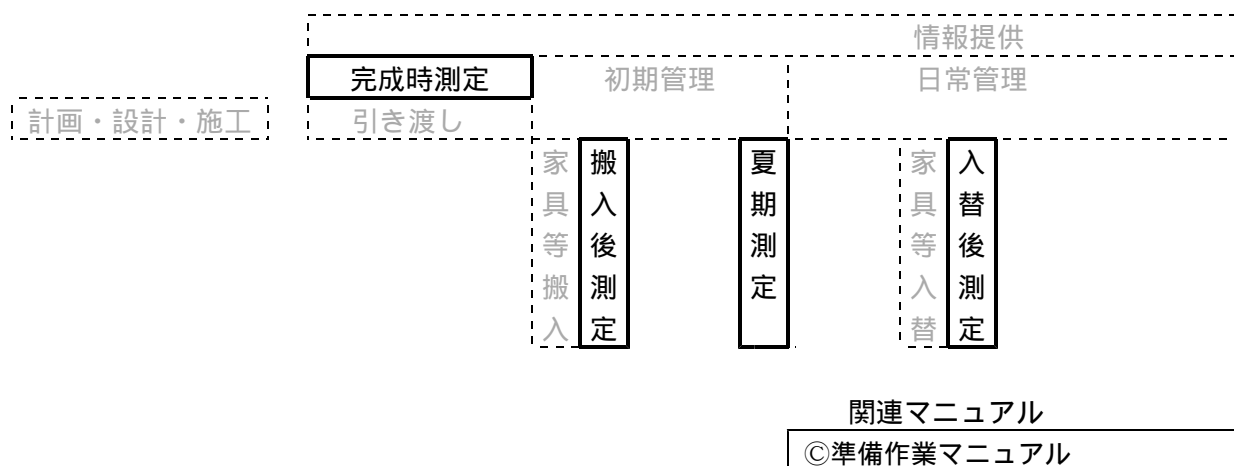
### (1) 測定結果の公表

施設管理者及び工事発注者は、公共建築物について安全確認のための揮発性有機化合物（VOC）等の測定を行ったときは、測定結果をマニュアル⑧等に従って速やかに公表する。

### (2) 市民及び職員への情報提供

対策会議は、低減対策を総合的かつ効果的に推進するため、本ガイドライン等の内容について職員に周知を図るとともに、市民及び職員に対して、低減対策に関する知識や情報の提供を行う。

### 3 測 定



#### 揮発性有機化合物（VOC）等の測定

施設管理者又は工事発注者は、マニュアル◎等に従って揮発性有機化合物（VOC）等の測定を行う。

##### （１）測定を行う場所

居住室や執務室など、恒常的に人が利用する部屋及び市民の出入りが多い場所とする。また、必要に応じてそれ以外の場所も測定の対象とする。

##### （２）測定物質

・ 学校教育施設（小中学校）及び児童福祉施設（児童館、保育所）の新築施設においては、厚生労働省が指針値を設定している 13 物質の測定の他に、厚生労働省が暫定値としている総揮発性有機化合物（TVOC）の測定を行う。

（但し、総揮発性有機化合物（TVOC）の測定については、施設管理者の責任において実施し、暫定目標値を確認してから施設の使用を開始する。）

・ 以外の新築施設については、厚生労働省が指針値を設定している 13 物質の測定を行う。

・ 新築施設以外（改修及び家具等の搬入）の測定においては、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン、アセトアルデヒドの 7 物質について測定を行う。

・ 引き渡し後・初期管理における夏期測定及び日常管理における家具等入替後の測定においては、 に記載の 7 物質について測定を行う。

「室内空气中化学物質の室内濃度指針値（13物質） 厚生労働省」

揮発性有機化合物等	室内濃度指針値	用途	室内での主な発生源
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08ppm)	合板製造用・施工用 接着剤, 防腐剤	フローリング, 建具, 家具, 構造材, 壁紙接着剤, 喫煙
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppm)	塗料の溶剤, 接着剤, 防腐剤, 木材保存剤	塗装部, 壁紙接着剤, マニキュア等化粧品
キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20ppm)	塗料の溶剤, 接着剤, 防腐剤, 木材保存剤	塗装部, 壁紙接着剤, ワックス, 芳香剤, 油性マーカー
パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	防虫剤, 防臭剤, 消臭・芳香剤	タンスの防虫剤, トイレの防臭剤
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88ppm)	塗料, 接着剤, 防腐剤, スチレンの原料	塗装部, 壁紙接着剤
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05ppm)	発砲スチロール, 防腐剤, 合成ゴム	断熱材, スチレンボード, スチロール畳
アセトアルデヒド	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.03ppm)	接着剤, 防腐剤, 写真現像用の薬品,	接着剤, 防腐剤
クロルピリホス	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppb) 小児 0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 小児 (0.007ppb)	防蟻剤	シロアリ駆除を施行した木材・土台・土壌
フタル酸ジ-n-ブチル	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppm)	可塑剤, 塗料, 塩ビ製品, 接着剤 (酢ビ白ボンド), 染料, 印刷インク	ビニールクロス, クッションフロア, 樹脂系フローリング
テトラデカン	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04ppm)	有機溶剤, ワックス	塗料の溶剤, 灯油
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (7.60ppb)	(可塑剤, 塗料) 塩ビ製品, 接着剤	塗料, 接着剤
ダイアジノン	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppb)	有機リン系殺虫剤 防蟻剤	殺虫剤 防蟻剤
フェノブカルブ	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8ppb)	害虫駆除, 防蟻剤	防蟻剤
TVOCの暫定目標値	400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		

1 単位換算は25 の場合による。

2 フタル酸ジ 2 エチルヘキシンの蒸気圧については  $1.3 \times 10^{-5}\text{Pa}$  (25 ) ~  $8.6 \times 10^{-4}\text{Pa}$  (20 ) など多数の文献値があり、これらの換算濃度はそれぞれ0.12 ~ 8.5ppb 相当である。

### ( 3 ) 測定方法

測定は、対象となる建築物により、

「建築工事監理指針(国土交通省大臣官房官庁営繕部)」(国土交通省)

「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」(厚生労働省)

「学校環境衛生の基準」(文部科学省)

「公営住宅における化学物質の室内濃度測定方法等について」(国土交通省)のいずれかに準拠し、実施する。

なお、試料採取のための準備は、マニュアル©等に従い、施工者、施設管理者又は工事発注部局の責任において行う。



## 4 用語について

### 1 シックハウス症候群

住宅の高気密化や化学物質を放散する建材・内装材の使用等により、新築・改築後の住宅やビルにおいて、化学物質による室内空気汚染等により、居住者の様々な体調不良が生じている状態が、数多く報告されている。症状が多様で、症状発生の仕組みをはじめ、未解明な部分が多く、また様々な複合要因が考えられることから、「シックハウス症候群」と呼ばれる。

シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会中間報告書（第1回～第3回のまとめ）（厚生労働省医薬局）を引用

### 2 シックビル症候群

シックビル症候群（シックビルディング症候群）とは、ビルの中にいる人の多くが、同時期にからだの不調を訴える現象で、欧米諸国では、1980年代に社会問題になりました。省エネルギー対策の観点から、空調システムの運転が制御されたため換気が不足し、室内空気が汚染されたことが原因の一つと考えられています。「シックハウス症候群」は、「シックビル症候群」から転じた和製造語です。

（健康な日常生活を送るために パンフレット）（厚生労働省健康局）を引用

### 3 化学物質過敏症

最初にある程度の量の化学物質に暴露されるか、あるいは低濃度の化学物質に長期間反復暴露されて、一旦過敏状態になると、その後極めて微量の同系統の化学物質に対しても過敏症状を来す者があり、「化学物質過敏症」と呼ばれている。化学物質との因果関係や発生起因については未解明な部分が多く、今後の研究の進展が期待される。

「快適で健康な住宅に関する検討会議報告書」を引用

### 4 揮発性有機化合物（VOC）

揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）の略で、建材、接着剤、家具、ヘアスプレー、防虫剤などの成分として住まいの空気中に含まれているトルエン、キシレン、エチルベンゼンなどの揮発性の化学物質をいう。

## 5 総揮発性有機化合物 (TVOC : Total Volatile Organic Compounds)

複数の揮発性有機化合物の混合物の濃度レベル。健康への影響を直接的に評価するためには、個々の揮発性有機化合物 (VOC) についてガイドライン値を設定していく必要があるが、100種以上に及ぶ微量の揮発性有機化合物の全てについて短期間で健康影響評価を行うのは困難であり、またガイドライン値が設定されていない物質に代替された結果新たな健康被害を引き起こすおそれもあることから、VOC汚染を全体として低減させ、快適な室内環境を実現するための補完的指標のひとつとしての導入が望まれる。

「快適で健康的な住宅に関する検討会議報告書」を引用。

この総量は、暫定目標値  $400 \mu\text{g} / \text{m}^3$  が定められている。

## 6 指針値

現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、ヒトがその濃度の空気を一生生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないと判断される値を算出したもの。今後集積される新たな知見や、それらに基づく国際的な評価作業の進捗に伴い、将来必要があれば変更され得るものである。指針値の適用範囲については、特殊な発生源がない限り全ての室内空間が対象となる。客観的な評価に基づく室内濃度指針値を定めることは、化学物質が健康影響の危惧を起こすことがないように安全かつ適正に使用され、化学物質が本来もっている有益性が最大限生かされることに大きく貢献するはずだからである。

シックハウス (室内空気汚染) 問題に関する検討会中間報告書 (第1回 ~ 第3回のまとめ) (厚生労働省医薬局) を引用

### WHOによる室内空気汚染源の可能性のある有機化合物の分類

(WHO, Indoor air quality: Organic pollutants, EURO Reports and Studies 111, 1987)

分類	略記	沸点	該当物質
超(高)揮発性有機化合物 Very Volatile Organic Compounds	V V O C	< 0 ~ 50-100	ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド
揮発性有機化合物 Volatile Organic Compounds	V O C	50-100 ~ 240-260	トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・ エチルベンゼン・スチレン・テトラケ
半(準)揮発性有機化合物 Semivolatile Organic Compounds	S V O C	240-260 ~ 380-400	クロルピリホス・フタル酸-n-ブチル・ 酸-2-エチルヘキサン・ダイズン
粒子状有機化合物 Particulate Organic Matter	P O M	> 380	フィノール 農薬・難燃剤

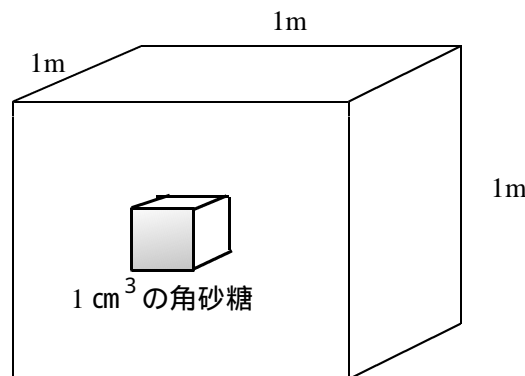
## 7 環境単位

シックハウス環境を知るための単位

単位	重さ	濃度	対照品
kg	1g × 1000		接着剤・塗料・ワックス
1g	基準		試薬・薬
1mg	1000 分の 1g		アルコール成分
1 μg(マイクロ)	100 万分の 1g	ppm	ホルムアルデヒド・VOC
1ng(ナノ)	10 億分の 1g	ppb	環境ホルモン
1pg(ピコ)	1 兆分の 1g	ppt	ダイオキシン類

「シックハウスの防止と対策」抜粋

ppmの大きさ



ppm: 1m<sup>3</sup>の水槽の中に  
1 cm<sup>3</sup>の角砂糖 1 個  
を置いたとき

「シックハウスの防止と対策」抜粋

## 参 考

# 紋別市公共建築物シックハウス対策会議 設置要領

### (目的及び設置)

第1条 紋別市の公共建築物におけるシックハウス対策の充実強化を図るため、本市関係職員をもつて構成する「紋別市公共建築物シックハウス対策会議」(以下「対策会議」という。)を設置し、業務、組織等について、必要な事項を定めるものとする。

### (業務)

第2条 対策会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 紋別市公共建築物シックハウス対策ガイドライン及びマニュアルの策定と改正及び公開
- (2) 工事関係部局及び施設管理者への指導・助言や情報交換
- (3) 化学物質が起因する健康被害が発症した場合の対策と対応
- (4) 測定結果が指針値を超えた場合の対策と対応
- (5) 市民及び職員への情報提供
- (6) 国や北海道及び他都市、関係団体とのシックハウス関連情報の収集及び調査
- (7) 紋別保健所等関係機関との連携
- (8) 前各号に掲げるもののほか、シックハウス対策上必要な事項の検討

### (組織)

第3条 対策会議は、別表1の部及び課の長をもって組織する。

2 委員長は、技監をもって充てる。

3 副委員長は、総務部長、保健福祉部長、教育部長をもって充てる。

4 対策会議は必要があると認めるときは、別表1に掲げる者以外の者を加えることができる。

5 対策会議に次の専門部会を設け、別表2の部及び課の長若しくはその者が指名する職員をもって組織する。また、各専門部会には専門部会長を置く。

(1) 建設部会

(2) 管理部会

(会議)

第4条 委員長は、対策会議を総括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、特別の事情があるときは、委員長の職務を代理する。

3 委員長は、必要があると認めるときは、対策会議を招集する。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係機関の出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 対策会議及の事務局は、建築住宅課が行う。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、対策会議等の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

別表1

紋別市公共建築物シックハウス対策会議

担当部・課			備考(担当係)
部名	役	課名	
総務部	部長：副委員長	庶務課	庶務係
保健福祉部	部長：副委員長	健康推進課	保健指導係
産業部 産業部次長		商工労働観光課	観光振興係
建設部 技監	技監：委員長	建築住宅課(事務局)	建築指導係
水道部		事業課	水道工務係
教育委員会	部長：副委員長	学務課	庶務係

別表 2

## 専門部会（建設部会）

担当部		担当課名	備考(担当係)
部名	役		
産業部 産業部次長		農政林務課	農業振興係
		農政林務課参事	林業振興係
建設部 技監	部長：部会長	建築住宅課(庶務)	建築指導係
		都市建設課	都市計画係
水道部		事業課	水道工務係
			下水道建設係
教育委員会		施設課	施設係

## 専門部会（管理部会）

担当部		担当課名	備考(担当係)
部名	役		
総務部	部長：部会長	庶務課(庶務)	庶務係
		財政課	契約管財係
保健福祉部部長		健康推進課	保健指導係
		社会福祉課	児童家庭係
		高齢者福祉課	高齢者福祉係
産業部 産業部次長		商工労働観光課	観光振興係
建設部		建築住宅課参事	住宅管理係
教育委員会		学務課	庶務係
		体育振興課	体育振興係
		生涯学習課	管理係
		図書館	奉仕係
		博物館	業務係

# 紋別市公共建築物シックハウス対策会議 専門部会運営要領

## (目的)

第1条 この要領は、紋別市公共建築物シックハウス対策会議設置要領第3条の規定に基づき設置する紋別市公共建築物シックハウス対策会議専門部会（以下「部会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

## (設置)

第2条 部会は、次に掲げる部会とする。

- (1) 建設部会
- (2) 管理部会

## (所掌事項)

第3条 前条に規定する部会は、次に掲げる事項を協議する。

### (1) 建設部会

- ア．建設及び初期管理におけるシックハウス低減対策に関すること。
- イ．施設管理者等に対するシックハウス低減対策の情報提供に関すること。
- ウ．マニュアル等の見直しに関すること。
- エ．その他、シックハウス低減対策に関すること。

### (2) 管理部会

- ア．幼児及び児童生徒のシックハウス低減対策に関すること。
- イ．幼児及び児童生徒の保護者等に対するシックハウスの情報提供に関すること。
- ウ．市民や職員に対するシックハウスの情報提供に関すること。
- エ．日常の施設管理におけるシックハウス低減対策に関すること。
- オ．マニュアル等の見直しの調整に関すること。
- カ．その他、シックハウス低減対策に関すること。

## (組織)

第4条 部会は、「紋別市公共建築物シックハウス対策会議設置要領」第3条をもって組織する。

## (会議)

第5条 専門部会長は、必要があると認めるときは、専門部会を招集する。

2 部会の会議は、部会長が議長となる。

3 各部会長は、必要に応じて他の部会長等を招集し、部会連絡会議を開くことができ、招集した部会長が議長となる。

## (事務局)

第6条 部会の庶務は、それぞれの部会長の課において処理する。

## (雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に

定める。

附則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

紋別市公共建築物シックハウス対策  
ガイドライン

発行 紋別市公共建築物シックハウス対策会議

問い合わせ先 事務局 : 建設部建築住宅課

電話0158-24-2111内282

平成21年4月1日